

見える化要件

【介護職員等特定処遇改善加算】とは

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019 年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ◆ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ◆ 職場環境要件について、それぞれの区分で 1 つ以上取り組んでいること
- ◆ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

※詳細については、厚生労働省通知等をご確認ください。

【見える化】要件とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記要件の中で、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度や事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することとされています。

〈職場環境要件の提示について〉

見える化要件に基づき、弊社の特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容は次のとおりです。

【入職促進に向けた取り組み】

- ・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取り組みの実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ◆ 上位者・担当者等によるキャリア面接など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の確保

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ◆ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ◆ 有給休暇が取得しやすい環境の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ◆ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェックや従業員のための休憩室の設備等健康管理対策の実施
- ◆ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

【生産性向上のための業務改善の取り組み】

- ◆ タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

【やりがい・働きがいの醸成】

- ◆ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童、生徒や住民との交流の実施
- ◆ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供